

業務内容開示実施要領

2026年3月25日制定

業務内容開示規程に基づき、業務内容開示の実施要領を次のとおり定める。

第1 投資一任業等関係

1 開示内容は、次の範囲内とする。

① 会社概況…投資一任・ラップ業務：別紙様式第1号①②

不動産・ファンド：別紙様式第1号

- ・業の種別
- ・主な営業所、子法人等、提携企業の状況
- ・主な株主の状況
- ・財務状況
- ・組織の状況
- ・投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（投資一任・ラップ業務）

② 契約資産状況…投資一任・ラップ業務：別紙様式第2号①

不動産・ファンド：別紙様式第2号

共通：別紙様式第3号

- ・契約資産の分類別把握
- ・投資対象別運用資産
- ・契約資産規模別分布の状況（投資一任・ラップ業務）
- ・海外年金との契約状況（投資一任のみ）

2 開示資料の作成基準日は、次のとおりとする。

①会社概況 年1回 作成基準日 投資一任・ラップ業務：別紙様式第1号①；6月末日

別紙様式第1号②；各事業年度末日

不動産・ファンド：別紙様式第1号；6月末日

②契約資産状況 年4回 作成基準日 3月末日、6月末日、9月末日及び12月末日

3 資料の提出方法については、次のとおりとする。

正会員は、上記1に定める別紙様式により、毎年3月、6月、9月または12月の各月末日及び各事業年度末日を作成基準日として作成した資料を、各作成基準日から1ヵ月以内に事務局に提出するものとする。

第2 投資助言・代理業関係

1 開示の内容は、次の範囲内とする。

会員概況…投資助言・代理：別紙様式第1号

- ・業の種別
- ・営業所及び所在地
- ・主な株主の状況
- ・役員及び使用人の人数
- ・他に行っている事業の種類
- ・財務状況
- ・投資顧問契約の契約件数及び契約資産額
- ・助言を行った有価証券等の種類
- ・代理・媒介の件数

2 開示資料作成及び基準時期

協会は、毎年3月末日以前1年以内に終了した事業年度について作成された事業報告書に基づいて開示資料を作成する。